

鳥取市部活動の地域移行の在り方に関する第二次提言

令和7年1月

鳥取市部活動改革委員会

はじめに

令和5年2月、本委員会は「鳥取市部活動の地域移行の在り方に関する第一次提言」を取りまとめ、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間とし遅くとも令和8年度から休日の部活動を地域クラブ活動に移行することや、第1段階（地域連携型）、第2段階（地域移行型）の2段階で整備していくことなどを本市教育委員会に提言した。

そのことを踏まえて本市教育委員会は、令和5年3月に「鳥取市部活動の地域移行の在り方に関する第一次方針」を策定し、別表のスケジュールの目安に示した取組を開始した。

改革推進期間1年目である令和5年度、本市教育委員会は統括コーディネーターや各学校のコーディネーターの配置、「鳥取市スポーツ指導者バンク」の設置、「鳥取市部活動の在り方に関する方針」の改定等に取り組み、各学校も部活動改革協議会を設置して検討を開始したり、休日に指導可能な指導者を確保したりするなど、概ねスケジュールの目安のとおり取組を進めた。

改革推進期間2年目である令和6年度、各学校は引き続き休日に指導可能な指導者の確保を進めるとともに、部活動指導員や外部指導者による休日の指導、すなわち第1段階（地域連携型）、さらには休日の部活動の地域移行が可能なクラブ（以下、地域移行が可能なクラブ）の検討、すなわち第2段階（地域移行型）に向けた準備をそれぞれ開始したところである。

以上のような取組をひとつひとつ進めていく中で、本市教育委員会や各学校は解決すべき様々な課題に直面することとなり、進捗状況等を踏まえると令和8年度から休日の部活動を地域クラブ活動に完全移行することは難しいとの声が挙がった。そのような声を受けて本委員会は、スケジュールを見直して改めて提言することとした。

また、令和5年8月に県教育委員会が策定した「鳥取県公立中学校等における部活動の地域連携・地域移行に向けた推進計画」において、地域移行型のクラブを市町村が認定するという基本方針が示された。そのことを受けて本委員会は、本市における認定要件や手続きの方法等について協議し、提言することとした。

少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を学校や地域の実情に応じながら確保できるよう、本委員会は引き続き、各学校の進捗状況、国及び県の動向等を注視していく。折しも令和6年12月には、国の「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」（以下、国有識者会議）による「中間とりまとめ」が公表された。本市教育委員会には、第一次提言及び本提言はもとより、令和7年春頃の国有識者会議「最終とりまとめ」を踏まえて今後も着実に地域移行を進めていくことを期待する。

提言 1

第一次提言において令和5年度から令和7年度までとしていた改革推進期間を令和8年度まで延長し、第1段階（地域連携型）は令和8年度まで、第2段階（地域移行型）への移行は令和8年度から開始、遅くとも令和9年度から開始を目安として段階的に移行すること。

※第1段階（地域連携型）：休日に指導可能な指導者が、部活動指導員や外部指導者として部活動を指導する段階

※第2段階（地域移行型）：休日に指導可能な指導者が、市教育委員会の認定を受けた地域クラブ（以下、認定を受けた地域クラブ）の指導者として地域クラブ活動を指導する段階

【延長前】		休日		【延長後】		休日	
		部活動	地域クラブ活動			部活動	地域クラブ活動
令和5年度	改革推進期間 な休日に指導者の確保	第1段階 （地域連携型）	第2段階 （地域移行型）	令和5年度	改革推進期間 休日に指導可能な指導者の確保	第1段階 （地域連携型）	第2段階 （地域移行型）
令和6年度		部活動指導員や外部指導者による休日の指導		令和6年度		部活動指導員や外部指導者による休日の指導	
令和7年度			※原則、休日の部活動なし →認定を受けた地域クラブ活動に完全移行	令和7年度			認定を受けた地域クラブによる休日の指導
令和8年度		令和8年度		認定を受けた地域クラブによる休日の指導			
				令和9年度		※原則、休日の部活動なし →認定を受けた地域クラブ活動に完全移行	

- 市教育委員会は、本提言の内容や進捗状況等について、学校、児童生徒及び保護者、地域、各スポーツ・文化芸術団体等へのより一層の周知に努めること。
- 第一次提言のとおり、改革推進期間中のスケジュールの目安（別表）をもとに、各学校や各エリアの進捗状況や課題を把握すること。
- 国有識者会議の「中間とりまとめ」において、「地域移行」という名称を「地域展開」に変更する考えが示された。学校、児童生徒及び保護者、地域、各スポーツ・文化芸術団体等の混乱を避けるため、「最終とりまとめ」を受けて名称を変更することが望ましい。
- 国有識者会議の「中間とりまとめ」において、地方公共団体内に部活動改革に係る専門部署を設置したり統括コーディネーターを配置したりすることが重要であるとの考えが示された。「最終とりまとめ」を受けて市教育委員会内においても適切な推進体制を整備していくことが望ましい。

別表 改革推進期間中のスケジュールの目安（令和7年1月時点）

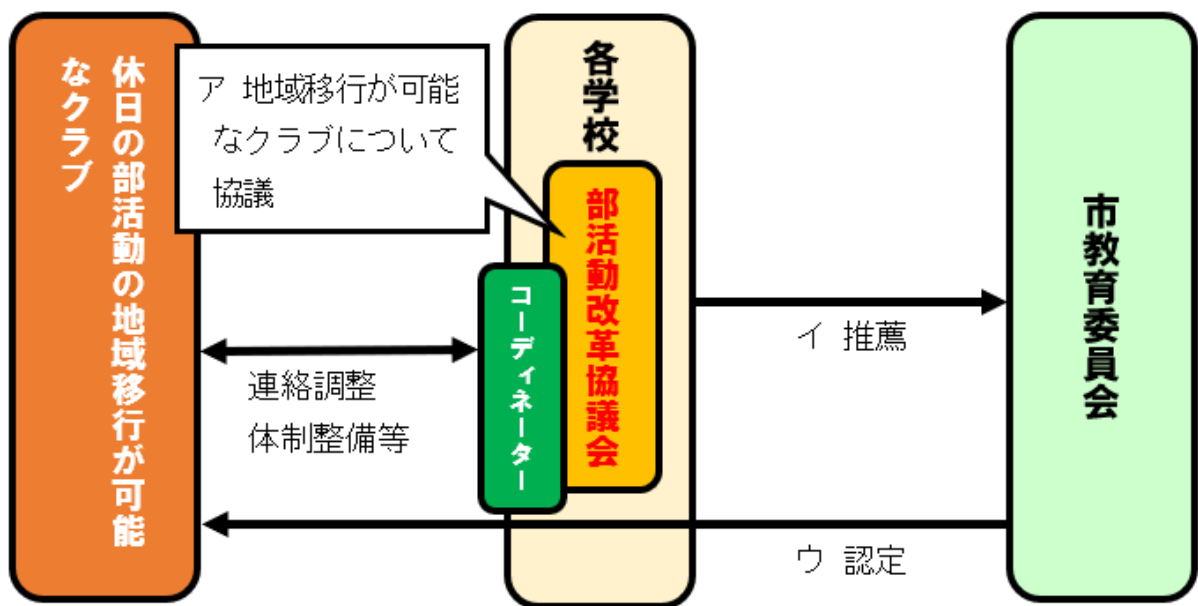
		改革推進期間中の主な取組					
		各学校や各エリア			市教育委員会		市部活動改革委員会
令和5年度	<input type="checkbox"/> 部活動改革協議会の開催 <input type="checkbox"/> 休日に指導可能な指導者の確保（ <input type="checkbox"/> 鳥取市スポーツ指導者バンク、鳥取県地域クラブ活動人材バンク等の活用）	<input type="checkbox"/> コーディネーターの推薦 <input type="checkbox"/> 休日に活動する部の決定 <input type="checkbox"/> 広域的に検討する部の決定 <input type="checkbox"/> 連携可能な既存のクラブの検討 <input type="checkbox"/> 地域移行が可能なクラブの決定 <input type="checkbox"/> 地域移行が可能なクラブの体制整備支援 <input type="checkbox"/> 地域移行が可能なクラブの推薦（令和8年度認定分）	<input type="checkbox"/> コーディネーター（統括・各学校）の配置 <input type="checkbox"/> 統括コーディネーターによる学校訪問 <input type="checkbox"/> コーディネーター連絡協議会の開催	<input type="checkbox"/> 児童生徒及び保護者、地域等への周知 <input type="checkbox"/> 各スポーツ・文化芸術団体等への協力依頼 <input type="checkbox"/> 休日の指導を希望する教職員の把握	<input type="checkbox"/> 鳥取市スポーツ指導者バンクの設置 <input type="checkbox"/> 鳥取市部活動の在り方に関する方針の改定	<input type="checkbox"/> 鳥取市部活動の在り方に関する方針の改定案の協議	
令和6年度					<input type="checkbox"/> 鳥取市部活動の地域移行の在り方に関する第二次方針の策定 <input type="checkbox"/> 教職員の兼職兼業に係る取扱の周知	<input type="checkbox"/> 鳥取市部活動の地域移行の在り方に関する第二次提言の策定	
令和7年度					<input type="checkbox"/> 認定を受けた地域クラブを対象とするガイドラインの策定 <input type="checkbox"/> 地域移行が可能なクラブの認定要件等の周知 <input type="checkbox"/> 認定を受けた地域クラブの支援策の検討（活動施設及び用具の確保、参加費用負担等） <input type="checkbox"/> 地域移行が可能なクラブの体制整備支援 <input type="checkbox"/> 地域移行が可能なクラブの認定（令和8年度認定分）	<input type="checkbox"/> 認定を受けた地域クラブを対象とするガイドライン案の協議	
令和8年度					<input type="checkbox"/> 認定を受けた地域クラブによる休日の指導開始（地域移行型＝地域クラブ活動） ※遅くとも令和9年度から開始 <input type="checkbox"/> 地域移行が可能なクラブの体制整備支援 <input type="checkbox"/> 地域移行が可能なクラブの推薦（令和9年度認定分）	<input type="checkbox"/> 認定を受けた地域クラブの支援（活動施設及び用具の確保、参加費用負担等） <input type="checkbox"/> 地域移行が可能なクラブの体制整備支援 <input type="checkbox"/> 地域移行が可能なクラブの認定（令和9年度認定分）	<input type="checkbox"/> （必要に応じて）鳥取市部活動の地域移行の在り方に関する第三次提言の策定

提言 2

市教育委員会は、休日の部活動の地域移行が可能なクラブを、各学校からの推薦を受けて認定し、その活動を支援すること。

- 市体育協会加盟団体等が休日に開催する練習会も認定の対象とすること。
- 次の①～⑤の要件を満たしている場合に認定すること。
 - ① 休日の生徒の活動の機会を確保することを目的としている。
 - ② これまで部活動が学校教育の中で担ってきた教育的意義や目的について継承し、活動を通じた生徒の人間形成に寄与することを目的として活動している。(例えば、勝利至上主義を目的としていない等)
 - ③ 生徒の心身の成長に配慮して適切に指導している。
 - ア 生徒の心身の健康管理、事故防止の徹底に努めている。
 - イ 体罰・ハラスメントの根絶に努めている。
 - ウ 生徒の自主的・自発的な活動を尊重している。
 - エ 休日の活動時間は長くとも3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的に活動している。
 - オ 休日は原則として週当たり1日を休養日とし、大会参加等により活動時間の目安を超えて活動した場合は平日の部活動と連携して活動時間・休養日を調整している。
 - ④ 生徒や指導者等の怪我等を補償する保険に加入している。
 - ⑤ 活動方針や活動状況等について平日の部活動と共通理解、情報共有を図るとともに、例えば定期試験前には休養日を設けるなど学校行事等に配慮して活動している。
- 認定を受けた地域クラブを対象とするガイドライン（鳥取市休日の部活動の地域移行に係る認定を受けた地域クラブ活動の在り方に関する方針）を、上記の認定要件を盛り込んで策定すること。また、上記の認定要件やガイドラインの内容について、認定を受けた地域クラブが研修する機会を確保すること。その際、例えば動画配信とするなど、認定を受けた地域クラブが受講しやすい研修となるよう配慮すること。

- 認定に係る手続きは次のとおりとすること。
 - ア 各学校は部活動改革協議会で、次年度に地域移行が可能なクラブについて協議する。
 - イ その上で各学校は、当該クラブを市教育委員会に推薦する。
 - ※広域的に地域移行が可能なクラブについては、関係学校がそれぞれ推薦する。
 - ウ 市教育委員会は、各学校から推薦のあったクラブが認定要件を満たしていることを提出書類で確認し、認定する。



- 認定期間は年度ごとに1年間とし、認定年度の前年度に手続き（イ及びウ）の期間を設定すること。
- 認定期間中であっても、当該地域クラブが認定要件を満たしているか、ガイドラインを遵守して活動しているか、適宜確認すること。
- 認定要件や手続きの方法等について、第2段階（地域移行型）への移行開始となる令和8年度を見据え、その前年度となる令和7年度の早い時期に、各学校や、地域移行が可能なクラブ等に示すこと。
- 第一次提言のとおり、認定を受けた地域クラブは学校施設等を優先して利用できるようにしたり、平日の部活動で使用している用具を休日も継続して使用できるようにしたりするなど、活動施設及び用具の確保に係る支援策について検討すること。また、生徒の参加費用負担等への支援策についても検討すること。
- 地域移行が可能なクラブが新規に設立されるにあたっては、例えば規約を例示するなど、運営体制の整備を支援すること。

鳥取市部活動改革委員会設置要綱

(目的)

第1条 中学校及び義務教育学校後期課程の部活動に係る持続可能な運営体制構築についての検討及び協議を行うため、鳥取市部活動改革委員会（以下「改革委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 改革委員会は、委員9人以内をもって組織する。

- 2 委員は、別表に定める者のうちから、教育長が委嘱する。
- 3 改革委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 改革委員会に副委員長を置き、委員の中から委員長がこれを指名する。

(職務)

第3条 改革委員会は、次に掲げる中学校及び義務教育学校後期課程の部活動に関する事項について、検討・助言するものとする。

- (1) 部活動の現状と問題点及び課題等についての助言を行うこと。
- (2) 今後の部活動のあり方について、持続可能な運営体制及び関係機関との連携について検討すること。
- (3) 鳥取市教育委員会が実施する施策について、助言を行うこと。
- (4) その他必要な事項について検討すること。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱を受けた日からその日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 改革委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、教育長が招集する。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、改革委員会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 改革委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 5 改革委員会の会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第6条 改革委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課で処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、改革委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月18日から施行する。

別表（第2条関係）

役 職 等	人数
学識経験者	1名
鳥取市社会教育委員会	1名
鳥取市中学校PTA連合会代表	1名
鳥取市体育協会代表	1名
鳥取市中学校体育連盟代表	1名
鳥取市中学校文化連盟代表	1名
学校運営協議会	1名
地域スポーツ団体代表	2名